こみっと

2018年
5月18日（金）
発行　創刊号

発行責任者
山本家弘
電話0146-42-2488fax0146-49-0022

平成30年度日高圏域福祉人材育成研修企画

平成30年度広域相談支援体制整備事業（日高圏域）業務委託事業の紹介

今年度も平成30年度における広域相談支援体制整備事業を北海道（日高振興局）から業務委託されることになりました。

こみっとでは、この事業については平成21年度から取り組んできています。地域づくりコーディネーター（昨年度より山本家弘）を配置し事業活動してきています。

ここではこの事業のご理解ご支援を頂きたく今年度の『重点方針』と研修会の企画についてご案内します。

重点方針①地域づくりガイドライン（北海道障がい者条例に基づく基本方針第22条）**に係る市町村支援　②地域生活支援拠点の整備に向けた市町村への支援**（地域生活移行を希望する方、障がいのある方を介護する家族の状況、地域で暮らしている障がいのある方の高齢者や重度化等々の状況把握、これらの状況を踏まえ、障害福祉サービス事業所等のニーズ、既存の障害福祉サービス事業所等の整備状況等社会資源の把握及び設置促進に向けた助言）**③障がい者の権利擁護の推進**としています。

次に昨年度も企画実施してきています『日高圏域福祉人材育成研修』についてご案内します。

7月から月一回のペースでの開催を予定しています。児童・福祉・教育・医療・労働・行政等の関係職員を受講対象としています。

7月『サービス等利用計画と個別支援計画の連携』戸田健一氏、8月『利用者との関係性と職員の在り方』大沢邦昭氏、9月『意思決定支援と個別支援計画』光増昌久氏、10月『発達の理解と発達障がい』、11月『家族支援と地域連携』、12月『事例検討2本』この3回については金沢俊文氏、この他に虐待防止・権利擁護研修として『虐待防止と身体拘束』道下康子氏を予定しています、日程等調整中です。詳細が決まり次第関係機関に研修会案内を送付します。

新年度にあたり

法人代表理事　太田　義憲

今年度は報酬単価改定期にあたり、前年度から論議されていました。計画相談支援・障害児相談支援に係る報酬・基準については、①モニタリングの標準期間の見直し②相談支援専門員一人当たりの相談件数の設定③基本報酬の見直し④特定事業所加算の段階制の導入⑤加算について⑥セルフプランへの対応と六つの論点がありました。

主な改定内容は、基本報酬が切り下げとなり、モニタリング期間が見直され、モニタリングの件数で事業所の収入増にということが示されました。また専門員一人当たりの相談件数については六か月平均で一月35件とする等です。このような中で新年度を迎えることとなり多くの課題をクリアしていけるのか全く不透明のままのスタートとなりました。また今年度新ひだか町では新たな相談事業所なずなが一般、特定、児童の指定を受けています。相談利用される方のためにも連携した事業展開をしていきたいと願っています。

最後になりましたが、こみっとに非常勤職で八木瑛美さん（社会福祉士）が入りました。ご支援ご指導をお願い申し上げ新年度の挨拶といたします。

もあ　二十間道路　花見へ

生活介護事業所『もあ』利用者さん8名は5月2日（水）静内二十間道路の桜を観に出かけてきました。
当日は天候にも恵まれ、初対面同士の方も飲み物を片手に乾杯し、お好み焼きや焼き鳥等を食べ大変盛り上がっていました。

意思決定支援のプロセスは「光」を捕まえる作業と似ている

ちょこっと学習

◆障害者権利条約の批准に伴い障害者基本法をはじめ関係各法が改正されています。これらの法のすべてに障がい者の「意思決定支援に配慮する」こととなっています。そこで意思決定支援について、いろいろ紹介していきたいと思います。

本人の思いや意思を汲み取ると言っても、本当は誰もわからないことかもしれませんし、ひょっとしたら本人自身もわからないのかもしれません。

よく「自分探し」というか、「この世の中に自分の願いを実現しえる最高の何かがあるはずだ」とあてどない旅を何年も続ける方もいます。障害のない人でさえ「自分を探す」くらいですから、仮に、障害がそれほど重くなく、きちんと話せている人でも、本音は違うかもしれませんし、相手によって違ったことを言っているかもしれません。

まして、長い間、支援の場所と環境が変わらない方にとっては、「コンビニというところで、一人で買い物をしてみたい」「近くの駅から電車に乗って一日出かけてきたい」という日常的な「○○したい」という「ウォンツ」に気づく手がかりすらも持ち合わせていないかもしれません。

相談支援において、本人の思いを汲み取る、そしてその方のニーズを把握するという作業は、容易ではありません。むしろ本人自身もその手がかりを探りあぐねているかもしれませんし、まして、支援者がそれぞれの価値観や人生観で裁断を下すことはできません。

結局は、本人の日常の心身の状況や、本人に日頃からかかわっている身近な人や支援者の話など、様々な情報を集めながら、本当は本人もわからないかもしれない、本当に「したいこと、心の動くこと」を見つけていく、いわば、本人と「生き方探し」の旅をする営みと言えます。

そうした意味では、本人と一緒に「意思決定を支援する」旅を続けるというか、むしろ、「意思決定支援」というのは、その旅の行き先が間違っていないかを大切にする作業なのだと思います。

「それは、ちょうど『光』のようなものだ」と例えた方がいます。我々は「光」そのものを捕まえることはできませんが、方向を確認することはできます。

そのためには、繰り返し、繰り返しの「モニタリング」が大切です。繰り返し、繰り返し、「どう？　どう？」と確認しながら、光のさす方向へ向かって進む作業と言えます。

『相談支援の実践力』
福岡寿著から引用
中央法規